

盛岡市職員給与支給条例等について

平成29年12月14日

総務部

1 提案理由

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定（平成29年4月1日適用）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.18%	0.15%	0.20%

イ 初任給調整手当の改定（平成29年4月1日適用）

初任給調整手当について、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を30万8,300円（現行30万8,000円）に改める。

ウ 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。

(7) 再任用職員以外

区分	現行	改定(29年度)	改定(30年度以降)
6月期	0.85	0.85	0.875
12月期	0.85	0.90	0.875
合計	1.70	1.75	1.75

(イ) 再任用職員

区分	現行	改定(29年度)	改定(30年度以降)
6月期	0.40	0.40	0.425
12月期	0.40	0.45	0.425
合計	0.80	0.85	0.85

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表（特定任期付職員）の改定 改定率0.05%（平成29年4月1日適用）

3 施行期日

(1) 2-(1) ア・イ・ウ（平成29年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2) 公布の日

(2) 2-(1) ウ（平成30年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。） 平成30年4月1日